



国民健康保険税の税率・限度額

問 町民税務課 税務係（内線 1303）

令和 5 年度国民健康保険税の税率・限度額が次のとおりとなります。

区分	医療 給付費分	後期高齢者 支援金分	介護 納付金分	合計
所得割額	6.50%	2.50%	2.60%	11.60%
均等割額 (1人あたり)	20,000円	9,000円	10,100円	39,100円
平等割額 (1世帯あたり)	17,000円	7,200円	5,800円	30,000円
限度額	650,000円	220,000円	170,000円	1,040,000円

※令和 4 年度と比較し、税率は据え置きとなります。限度額は合計 2 万円引き上げとなります。詳しくは標記担当まで問合せください。

令和 5 年度国民年金保険料の免除申請

問 東北福島年金事務所（Tel 024-535-0141）

国民年金の 1 号被保険者の方の保険料は月 16,520 円です。保険料を納めるのが困難な方のために、町では保険料免除の申請を受け付けます。

■対象期間 令和 5 年 7 月から令和 6 年 6 月分
■受付期間 令和 5 年 7 月 1 日から納付書の使用期限がきるまで（2 年間）。

■申込方法 保健福祉課国保年金係に備え付けの申請書にご記入いただきます。

■持参していただくもの

- ①年金手帳など基礎年金番号がわかるものまたはマイナンバーカード等の個人番号確認書類
- ②年金保険料を口座引き落としにしている方は通帳（口座振替を解除していただきます。）

■免除を受けた場合の年金受取額

納付した場合の 2 分の 1

■国民年金保険料の免除申請はお早めに！

保険料の免除は過去 2 年間さかのぼって申請できますが、未納の期間が長くなるといざというときに障害年金や遺族年金が受け取られなくなる場合があります。免除の申請は受付が開始する毎年 7 月を目安になるべく早く申請するようにしましょう
※福島年金事務所でも受付しています。

■承認を受けた人は「追納」をすることもできます

保険料免除の承認を受けた期間は 10 年以内なら、さかのぼって保険料を納めることができます（追納）。

追納をすると、初めから納めていたのと同じように老齢基礎年金の額を増やすことができます。ただし、3 年度目以降は、当時の保険料額に一定の加算額が上乘せされますので、ご注意ください。

国民年金保険料の産前産後期間の免除申請

問 保健福祉課 国保年金係（内線 1406）

出産予定日または出産日が属する月の前月から 4 か月間、国民年金保険料が免除されます。免除を希望される方は、保健福祉課国保年金係まで届出をお願いいたします。

なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の 3 か月前から 6 か月前の国民年金保険料が免除されます※出産とは、妊娠 85 日（4 か月）以上の分娩で、死産・流産・早産を含みます。

■対象になる方 国民年金第 1 号被保険者で、出産日が平成 31 年 2 月 1 日以降の方

■届出時期 出産予定日の 6 か月前から届出可能

■持参していただくもの

①出産前に届出する方

母子手帳などの出産予定日がわかるもの、本人確認書類、年金手帳、基礎年金番号通知書またはマイナンバーカードなど個人番号がわかるもの

②出産後に届出する方

本人確認書類、年金手帳、基礎年金番号通知書またはマイナンバーカードなど個人番号がわかるもの

後期高齢者医療制度のお知らせ

問 保健福祉課 国保年金係（内線 1405）

「後期高齢者医療被保険者証」が、令和 5 年 8 月 1 日から新しくなります。現在お使いの被保険者証（ピンク色）は、令和 5 年 7 月 31 日で有効期限を迎えるため、使用できなくなります。

令和 5 年 8 月 1 日からは 7 月下旬に送付する新しい被保険者証（オレンジ色）をご使用ください。

なお、古い被保険者証は誤使用や詐欺被害を防ぐため、適切に破棄していただきますようお願いいたします。

国保被保険者証・高齢受給者証

問 保健福祉課 国保年金係（内線 1405）

「国民健康保険被保険者証」及び「高齢受給者証」が、定期更新により令和 5 年 8 月 1 日から新しくなります。国民健康保険加入者の方すべてが、被保険者証が新しくなり、また 70 歳以上の方は被保険者証兼高齢受給者証が新しくなります。

8 月からご使用いただく国民健康保険被保険者証または国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証は、7 月下旬に送付しますので、ご確認のうえ医療機関を受診願います（なお、今年度より高齢受給者証は被保険者証に一体化され、1 枚になります）。



行政

ジョブプランナーによる就職相談会

問 総務課 文書広報係 (内線 1104)

- 日時 7月20日(木) 午後1時～4時
- 場所 川俣町役場1階 相談室2
- 対象者 川俣町内に居住する方、原発事故の影響で川俣町内に避難されている方。
- 内容 就職相談、職業紹介、応募書類の書き方
- その他 予約不要、相談費用も無料。

今月の行政相談

問 総務課 文書広報係 (内線 1104)

- 日時 7月11日(火) 午後1時30分～4時
 - 場所 川俣町役場1階 相談室2
- ※斎藤幸子相談委員 (Tel 566-4020) 丹野雅直相談委員 (Tel 566-4830) の電話でも受け付けています。

消費税のインボイス制度登録要否個別相談会

問 福島税務署 個人課税部門 (Tel 024-534-3121)

登録の要否を検討している方向けに、事前予約制の個別相談を実施します。

- 日時 7月28日(金) 午前9時～午後4時
- 会場 福島税務署2階 大会議室
- 対象者 登録要否を検討される免税事業者の方

消費税のインボイス制度に関する説明会

問 福島税務署法人課税第1部門 (Tel 024-503-2417)

- 日時 7月4日(火)
- ①午前10時30分～正午 (定員60名)
主に消費税の課税事業者の方向け
- ②午後1時30分～3時 (定員60名)
主に消費税の免税事業者の方向け
- 会場 福島市アクティブシニアセンター・アオウゼ 福島市曾根田町1-18 MAX ふくしま4階 小活動室1・2

不動産取得税の特例措置

問 県北地方振興局県税部不動産取得税チーム (Tel 521-2694)

原子力災害により避難指示区域内にある家屋及びその敷地に代わるものを取得した場合、一定の要件を満たしていれば、申請により特例措置による軽減を受けることができます。また、県内に三世代以上の方が同居又は近居する住宅を取得した場合、申請により税の一部の軽減を受けることができます。

町税は納期限までに納めましょう

問 町民税務課 収納室 (内線 1304)

町税や介護保険料、後期高齢者医療保険料は、納期限までの納付が確認できないと地方税法等により納期限から20日以内に督促状を発送しなければなりません。納めてから町に納付データが届くまで一定期間かかるため、納期限を過ぎてから納めると督促状が届くことがあります。納期限までの納付をお願いします。

町では、納期限の日に口座から自動引き落としされる口座振替をお勧めしています。対応する口座は、町内にある金融機関の口座で、各金融機関の窓口で受け付けています。町外の支店等で手続きしたい場合、依頼書を送付しますのでご連絡ください。

QRコードが印字されている納付書では、QRコードをスマートフォンやパソコンで読み取り、決済アプリやクレジットカードなどでも納付できます。詳しくは、広報かわまた5月号22ページまたは納付書裏面をご覧ください。

ただし、病気やけがなどが、どうしても納期限までに納められない事情が発生した場合には、標記担当がご相談に応じます。

介護保険料の減免(原子力災害)

問 町民税務課 税務係 (内線 1303)

旧避難指示解除準備区域等の対象となっていた65歳以上の方にかかる介護保険料の減免については次の通りです。

- ①上位所得層(合計所得金額633万円以上)の方は減免適用外となります。
- ②①以外の方は、申請によることなく令和6年3月分まで減免継続となります。

国民健康保険税の減免(原子力災害)

問 町民税務課 税務係 (内線 1303)

旧避難指示解除準備区域等の対象となっていた世帯に係る国民健康保険税については次のとおりです。

- ①上位所得層(世帯内の被保険者の基準所得額を合算した額が600万円を超える世帯)の方は減免の適用外となります。
- ②以外の方は、申請によることなく令和6年3月分まで減免継続となります。

うつ病公開講座

問 県北保健福祉事務所障がい者支援チーム (Tel 534-4300)

- 日時 7月23日(日) 午後2時～4時30分
- 会場 安達保健福祉センター
- 定員 60名(参加費無料)